

2020年12月11日  
東京農工大学職員組合  
中央執行委員会

## 12月期期末手当の減額支給について

10月26日に人事院勧告に基づく本学の給与改定案が、大学当局より過半数代表者及び職員組合に提示され、説明会が11月11日に開催されました。今回の給与改定に関して、職員組合は中央執行委員長名で学長に以下の申入れをいたしました（11月11日）。

### 【申入れの内容】

- (1) 12月期期末手当の0.016月分の引き下げは、(2)を前提として受け入れる。
- (2) 引き下げによって余剰が生じた財源を使い、「緊急コロナ対応手当」（仮称）の支給を行う。
- (3) 人事院勧告では月例給についての勧告はなく、月例給の引き下げには応じない。

その後、申入れの内容について職員組合から担当理事に説明した（労使対話/11月20日）ほか、継続的に意見交換を行ってきました。しかしながら、12月期期末手当の減額支給の前提として要求していた減額分に相当する「緊急コロナ対応手当」（仮称）の支給について、法人側との合意が得られないまま減額支給がなされたことは残念です。

### 【給与改定に関する組合の考え方】

- (1) 本学は国立大学法人であるため、国家公務員を対象とした人事院勧告を直ちに適用することは適当ではない。
- (2) 今年度の運営交付金額は既に確定しているものであり、人件費を減額しなければならない必然性が乏しい。
- (3) 大学予算における支出の増加を、教職員の人件費の減額によって措置することは適当ではない。
- (4) 非常勤職員を含む全ての教職員が新型コロナウイルス感染症への対応に苦勞しながらさまざまな努力をしており、何らかの手当をすべきである。
- (5) 「同一労働同一賃金」の原則を尊重し、非常勤職員を含む全ての教職員が平等な労働条件を保証されるべきである。

### 【今後の対応】

職員組合は、これからも粘り強く法人側との労使対話を続けることで、引き続き労働条件の改善と労働環境の整備を進めたいと思います。タイムカード制度の導入、新業績評価制度や在宅勤務制度の運用、非正規雇用職員の待遇改善、定年延長、サヴァティカル制度の見直しなど、多くの課題の解決を図る必要があります。そのためには、働く者の権利を必ず守るという立場から、労働条件の切り下げにつながる運営や提案に対して厳しく対応していく覚悟です。

みなさんのご参加とご協力が私たちの力となります。

働く仲間として「団結」をお願いいたします。